

中国における青少年犯罪の現状及びその動向

康 樹 華

康樹華教授は、現在、北京大学法律系教授であり、北京大學犯罪問題研究センター主任である。一橋大學法學部では、昨年（一九八八年）一〇月から本年三月までの六か月間、教授をアジア法担当の非常勤講師として招き、中国憲法について講義をして頂いた。康教授の目下の研究領域は犯罪学・少年法にあって、『青少年法學（北京大學出版社・一九八六年）』、『青少年法學概論（中国政法大學出版社・一九八六年）』などの著書も出されている。そこで、切角の機会であるので、アジア法講義も終了し、帰国までの比較的時間に余裕のある間を利用して、一日、中国の青少年犯罪の状況について国際交流セミナーにおける講演をお願いした。以下は、その時（三月一三日）の講演原稿をもとにしたものである。日本語の監修という観点から、村井の責任で若干手を加えたが、それも最小限にとどめ、できるだけ原文のまま掲載することにした。統計の出典等について明示されていないところもあるのは、講演原稿であるためである。なお、文末の注については、留學生の王雲海、郝紅宇夫妻の協力を得た。（村井敏邦）

一 青少年犯罪の現状

中華人民共和國が成立してからの最初の一七年間においては、社会秩序は良好状態であった。特に建国の一九四九年から社会主義による基本改造が終った一九五六年までの犯罪状況は、以前と比べると急激に減少の傾向を示した。例えば、全国の刑事事件は一九五二年のそれが一九五〇年より大幅に減少した。一九五〇年に全国の各種類の刑事事件は五一万件あり、一九五〇年の総人口は五・五億で、刑事事件の数は総人口の一万分の九・二に当たる。摘発された刑事事件の犯罪者の九〇パーセント以上は大陸に残った国民党のメンバーであった。普通の人による犯罪はすくなかった。青少年による犯罪がもつ

とも少なかった。一九五二年全国（台湾を除いて）の刑事事件の数は二四万件で、その年のわが国の人口総数は五・七億で、犯罪全体発生件数が人口比で一万分の四・二件であった。一九五五年に全国の刑事事件は二三万件で、一九五五年の人口総数は六・三億で、犯罪全体発生件数が人口比で一万分の三・七であった。一九五六年の全国の各種類の刑事事件は一八万件で、その年の人口は六・四億で、犯罪全体発生件数は一万分の二・八に当る。要するに一九五〇年から一九五六年の社会主義基本改造の終りまで、全国の年ごとの犯罪発生件数は平均二九万件、人口の一万分の四・五に当る。つまり、一万人の中に四人か五人が犯罪をおこした。その当時、青少年による犯罪は二次的な地位にあり、重大な問題にならず、刑事事件総数の二〇〜二五パーセントを占めただけである。

一九五七年から一九六六年までの社会主義建設時期には、わが国の犯罪は主な情勢から見ると、ひましに増加の傾向であった。例えば、一九五九年、全国の犯罪件数は二〇万五百万件で、当時の人口総数は六・七二億で、犯罪全体の発生件数が人口比で一万分の二・八九であった。一九六〇年、全国の各種類の刑事事件は二〇・九万件で、

その時の人口総数は六・六二億であるから、人口から見ると一万分の三・二に当る。一九六四年の全国の各種類刑事事件は二五万件で、その年の人口総数は七億で、人口比から見ると一万分の三・五に当る。一九六五年の全国の各種類の刑事事件は二四万件で、この年の人口総数は七・二億で、人口比から見ると一万分の三・三に当たる。

この時期の犯罪の変化が非常に激しかったが、青少年による犯罪の件数は、この時期において、刑事犯罪の全部の件数の三〇―三五パーセントを占めたにすぎなかった。重大な社会問題にならなかった。北京、上海、天津、瀋陽、福州、鄭州この六つの都市の統計によると、一九六五年、青少年による刑事犯罪がこの六つの都市の刑事犯全体の三八パーセントを占めたが、六つの都市の青少年総数の一万分の一・九九しか占めなかった。つまり、一万人の青少年の中には、二人だけが犯罪を犯した。その時期、人民が自覚的に法律と紀律を守って、社会の道德も真面目に守ったので、社会の秩序や道德風習が最も良かったのであった。社会主義制度の長所が表われた。外国の有名な方が中国を訪問した時、青少年による犯罪

が少ないことにびっくりし、彼らは、中国の犯罪の数が人々に信じられない程度に減少し、世界の奇跡を造ったと言ったことがある。

しかし、文化大革命以降、状況が大きく変わった。犯罪が増加すれば増加するほど、わが国の社会問題になった。特に青少年による犯罪が増した。われわれはやはり北京、上海、天津、瀋陽、福州、鄭州この六つの都市の調査資料から見て、青少年犯罪が顕著に増加したとわかった。一九六五年、以上の都市の青少年犯罪の総数は二、二五九人であり、犯罪犯罪の全体の三八パーセントを占めたが、一九七五年になってから、青少年犯罪総数が一二、六〇五人に達して、犯罪犯罪の総数の七五・五パーセントを占めることになった。この一〇年の間に、この六つの都市の犯罪犯罪を起こした青少年の数が五・八五倍と激増した。

全国のここ数年來の状況を見ると、青少年による犯罪が絶えずに上昇した。統計によると、一九七七年から一九七九年まで全国の年毎の各種の犯罪犯罪件数は平均五七万件で、総人口の一万分の六・五に当たる。一九八〇年、全国の各種の犯罪犯罪の総数は七五万件で、この年

の全国の人口は九・八億で、総人口の平均犯罪率の一万分の七・六に当たる。一九八一年、全国に発生した各種の犯罪犯罪の総数は七九・八万件で、一九八一年の人口の総数が一〇億人に近く、この人口数で計算すれば、平均犯罪率が一万分の七・四になった。けれども、青少年犯罪の数は、八〇年代になったばかりの三年目に、犯罪犯罪総数の七〇―八〇パーセントになった。

一九八三年に犯罪犯罪にひどい打撃を加えた以降、全国の犯罪犯罪の件数が減少の傾向になって、社会秩序の好転も目立った。人民たちは大変喜んだ。統計によると、全国の二つの省と一つの都市を例外とし、犯罪発生率が一〇パーセント以上減少した省は七つで、二〇パーセント以上減少した省は八つで、四〇パーセント以上減少した省は二つで、五〇パーセント以上減少した省も二つであった。これらの事実は犯罪犯罪にひどい打撃を加えた以降、わが国の社会秩序がよくなることを証明したと考えられる。それ以降、青少年犯罪率が漸次減少する傾向を示したのである。例えば、北京において、一九八四年には、全市の青少年犯罪の摘発件数は犯罪犯罪総数の六九・四パーセントを占めた。一九八三年と比べて、青少

年犯罪率が六・六パーセント減少した。もう一つの例として、天津の一九八三年の統計によると、当年の青少年犯罪は刑事犯罪全体の七三・九パーセントに至った。刑事犯罪にひどい打撃を加えた以降、良好状態になって、青少年による犯罪率が急激に減少した。一九八四年の統計によると、一九八三年と比べて、青少年犯罪率は一・〇二パーセント減少した、一九八四年、全市の青少年犯罪の摘発件数は刑事犯罪総数の六二・二パーセントを占めた。しかし、一九八五年以降、刑事犯罪件数が日増しに増えてきた。特に重大な刑事犯罪が大幅に増えた。例えば、北京では一九八五年において、全市の刑事犯罪率が一九八四年より三六・八パーセント増加した。そのうちに、重大な刑事犯罪の件数が一九八四年より五七・九パーセント増加した。青少年による犯罪はやはり刑事犯罪の主体であった。一九八五年に摘発された青少年犯罪は刑事犯罪全体の七三・四パーセントを占めた。一九八四年に比べると六〇パーセント増加した。殺人、強盗、強姦、重大な窃盗などの罪種別の中に青少年犯罪が六八・五パーセントを占めた。強盗が八二・六パーセントとなつて、重大な窃盗が七三・五パーセントとなつて、

強姦が六五・二パーセントとなつて、殺人が五〇パーセントとなつた。上海と天津などの大都市は一九八五年になつてから、青少年犯罪もだんだん上昇してきて、いくつかの新情勢と新動向が現われた。

一九八七年、我が国の青少年犯罪が絶えずに増えてきて、青少年による犯罪は犯罪全体の七四・三パーセントを占めており、一九八七年の青少年犯罪率は一万分の一三・二で、そのうち少年犯罪率が一万分の八・七となつた。一九八七年の青少年犯罪率の一万分の一三・二を一九八一年の青少年犯罪率の一万分の七・四と比べると、ほとんど二倍前後増えており、特に罪種別にみると、強盗、殺人、強姦、傷害などの犯罪は一九八六年より増加した。逮捕者数の増加した罪種をみると、一九八六年より強盗が六九・二パーセントと増えており、殺人が一六・七パーセントと増えており、傷害が一八・七パーセントと増えてきた。増加した罪種をみると、攻撃的な武器の所持、車上狙い、銀行、商店などの窃盗、中国に來た外国人、台湾人、ホンコン人に対する窃盗となつている。

青少年犯罪の現状からすると、青少年犯罪の社会要因が短期間に消えないと考えられるので、青少年犯罪はこ

れからも依然として高水準を維持して行くであろう。この現状は「改革、開放」の情勢の下で避けられないことであろう。事実はその通りであって、「法制日報」によると、一九八八年始めの三か月を一九八七年の同じ時期と比べて、重大な犯罪件数が三一・六パーセント増加した。また、いろいろな対策作用を別にして、人口との関係だけで見ると、一九八七年の青少年犯罪が青少年人口全体の一万分の一三であると計算すれば、一九八八年には青少年犯罪が一・二、〇〇〇人にも増えると考えられる。なぜかと言うと、一九八七年の青少年の人口総数は二・九億人で、青少年犯罪が一万分の一三・二を占めた。一九八八年のわが国の青少年人口は三億になっている。この数はこれからの何年の間には減少の傾向が見られるが、現在の青少年の年齢層は一〇年ほど維持して行くから（一九八九年、一九九〇年青少年人口が二・九億ぐらいになると推定される）、青少年犯罪の総数には変化がないと考えられる。この傾向は注意しなければならないと思う。

二 青少年違法犯罪の新しい動向

大量の資料が証明したように、改革や開放などの活発な勢いのため、青少年の犯罪は以前と比べて、特に五〇年代と六〇年代より、大変変化した。すなわち、それは新しい動向を示している。

(一) 犯罪年齢は低年齢化に向かっている

青少年の犯罪年齢は低くなっている。低年齢化に変化することは、今の世界では、著しい特徴である。わが国でもそうである。七〇年代に入ってから、青少年違法犯罪の年齢は、五〇年代と六〇年代より二、三歳低くなつた。一般的には一〇歳から一二歳に至るまでは、不良行為もある。一三歳から一五歳までは、法律に違反するビークの年齢期で、一五歳から一八歳までは、犯罪のビークの年齢期である。その年齢期を過ぎると、そんな酷くなくなっている。一九八七年、わが国で逮捕された犯罪者の中で一八歳未満の少年犯は一九八〇年より五・四パーセント増加した。例えば、一九八五年には、北京市では、逮捕された一七歳以下の少年犯は、青少年犯罪総数の三五・六パーセントを占めた。一九八四年の同じ時期と比べて一・六パーセント増加した。一九八七年北京市公安局が処理した少年犯罪者の中には、重大な刑事犯罪

のために逮捕された人が三九七人あり、処理された少年犯罪者の三一・三パーセントを占めた。逮捕数は一九八六年より一八・三パーセント、一九八五年より五一・五パーセント増えた。逮捕された少年犯罪者の中で強盗した人は四〇・二パーセント、強姦した人は二六・八パーセント、重大窃盗した人は一五パーセント、傷害した人は一二・三パーセントである。その中で、強盗した人たちは、一般的には、結合して、凶器を持って犯罪行為を実行する。強姦された被害者は、だいたい少女と幼女である。傷害した犯罪者は、だいたいけんかなどの原因で、ナイフを持って故意的に人を傷害し、重傷を負わせた。河南省では、一九八七年には重大刑事犯罪で逮捕された犯罪者の中には、一七歳未満の少年犯罪者が一、七〇〇人いたのである。これは、一九八六年より一二パーセント増えた。その中で、殺人犯は三一・七パーセント、強盗犯は二三・五パーセント、窃盗犯は三〇・四パーセントをそれぞれ占めたのである。一九八六年に、上海市の嘉定市公安局は、馬陸、華亭、朱家橋、封浜、嘉定鎮などの五地区で逮捕された二五人の犯罪者は、全部一八歳未満なるものであったと報告している。いちばん若いもの

のは八歳のふたりで小学生だった。

青少年犯罪が、低年齢化になった原因は複雑である。

例えば、社会生産力の発展や、科学的な技術とか、文化教育の進歩や、全社会的物質生活、文化精神生活の向上や、少年と幼児の早熟などは、その原因としてとりあげられる。少年と幼児との早熟は、ふたつの意義を持っていると考えられる。第一は、少年の智慧が早く発展していることである、第二は、少年早熟ため、青少年犯罪年齢が低年齢化へ向かうことである。もしわれわれが、その問題を深刻に受け止めず、または、それをうまく処理することができないならば、青少年の犯罪年齢の低年齢化は、一段と早く進むのであろう。

具体的に青少年の主観的な原因を分析する必要があると考える。周知のように、青少年の成熟の時期は青少年の生理と心理が、非常に変化する時期である。それによって、いろいろな矛盾が生じてくる。例えば、独立の意志の要求と両親および教師に対する依頼係との矛盾、生理の発育と心理の発展との矛盾、性感と意志行為との矛盾、ひましに増大する物質への欲望と現在の経済条件との矛盾、性の衝動的な要求と道徳および法律との矛盾

などがあると考えられる。このような矛盾を正確に解決しなければ、青少年は犯罪に走りやすくなるのである。

(二) 農村の青少年犯罪が急速に上昇した

近年に、わが国の農村の青少年犯罪は、急速に上昇した。これは、最近の青少年犯罪の一種の新しい動向である。例えば、天津市の調査で、天津市郊外の刑事犯罪はずっと年ごとに上昇する傾向があるとわかった。一九七九年は二五パーセント、一九八〇年二六パーセント、一九八一年は二八パーセントであったが、一九八二年急速に四〇パーセントにのぼった。別の調査によって、一九八四年は、海南島で、刑事犯罪にひどい打撃したので社会生活の状況がよくなった。けれども、近年は農村の青少年の犯罪が激しく、だんだんおおくなった。海南島では、一九七七年の農村青少年犯罪の全体の割合が三六パーセントであったが、一九七九年のそれは、四七・二パーセント、一九八三年は七七パーセントになった。前後七年間で、農村の青少年の犯罪件数は一位になった。そして、殺人、強盗、強姦などの刑事事件が増加した。一九七七年には、海南島で発生した重大な刑事事件のなかには、農村の青少年による犯罪は六〇パーセントを占め

た。それは、一九八〇年に六九・七パーセントを占めたが、一九八三年には、七七・六パーセントまでに上昇した。そこで、農村青少年犯罪の変化状況は、非常に激しいと言わなければならない。だから、一九八五年五月には中国青少年犯罪研究会及び安徽省法学会は、黄山市で「華東地区農村青少年犯罪問題學術討論會議」を開いた。會議に参加した人々は次のように指摘した。つまり、わが国の青少年犯罪の総件数に占める農村青少年による犯罪件数の割合が、以前の低い状況から、だんだん青少年犯罪総件数の第一位に変化した。それが社会治安に悪影響を与えている。

農村青少年犯罪には、主に以下の二種類の事件が増えてきた。即ち、まずは窃盗事件のことである。福建省竜岩地区の調査によると、一九八四年は一九八三年に比べると、一九八三年の四〇パーセントから一九八四年前半の五八パーセントへ増えてきたとわかった。農村青少年犯罪の特色が集団犯罪であるのは注目されるようになった。この点では都市と比べると異なるようである。つまり、農村の集団犯罪のメンバーには、血縁関係を持つ兄弟などが多かったのである。

農村青少年犯罪の第二種の類型は、強姦事件が急速に増えた。一九八三年以来、強姦犯の人口は以前より悪質、残虐であり、また初めて犯罪をした人は増えてきた。調査によると、農村で発生した強姦事件が、一九八七年と比較すると、一九八八年には五〇パーセント増加し、一九八八年の輪姦事件の件数は、一九八七年の三倍になった。

調査資料について分析すると、農村青少年犯罪が急速に増えた原因は、主に、管理工作と思想政治工作が変化した農村経済管理体制に合わなくなったことにある。近年来、農村経済改革の情勢発展のスピードが速いである。農村生産責任制の実行と各種專業の出現に伴って、農民の労働生産の形式は著しく変化した。過去の集団労働制から、個人としての経営請負制のある専門の労働に従事することへと変わったのは、農村経済発展や農民の積極性に大きな役割を果たしている。しかしこのような変化からいくつかの問題が生じてくることに対して認識が足りない。政治工作と管理工作面では、これに合う措置と方法も足りない。また、ある農村組織は役割をよく果たしてはなかった。

(三) 女性青少年犯罪の上昇の傾向

一九八三年以来、わが国の女性青少年犯罪がすべての犯罪のうち一〇パーセントを占めている。刑事犯罪にひどい打撃をしてからも、わが国の女性青少年犯罪は減少してはならない。それどころか、かえって増えてきた。例えば、一九八三年以前、ある市の刑務所在監中の女性犯罪者の二〇―二五パーセントが二五歳以下の女性であることが明らかにされた。しかし、一九八三年以降、四〇・一四パーセントと急速に増加している。上海の調査によれば一九八六年と一九八五年との間で発現した女性青少年犯罪者は、この前の一九八二年と一九八三年に比べると上昇した。天津の調査によれば、近年来女性青少年犯罪も上昇している。例えば一九八六年の前半年に女性青少年犯罪が全青少年犯罪者の六四・二パーセントを占めており、全部の刑事事件の三・九パーセントを占めた。これは、一九八二年よりそれぞれ一七・三パーセントと一・一パーセント上昇している。それどころか、近年来女性青少年犯罪類型は過去の女性特有の犯罪から男性化へ発展している動向が現われた。

(四) 学童・学生犯罪は急速に増加している

現在、わが国の学童・学生犯罪が著しく増えている。

一九八四年に裁判を受けた学童・学生犯罪人数は三一、一四九人であった。これは全刑事事件総数の七・六パーセントを占めており、一九八二年より三二パーセント増加していた。一九八七年に発現した学童・学生の犯罪者は、一九八六年より四・八パーセント上昇しており、青少年犯罪の一〇・一パーセントを占めた。広州市公安局が一九八七年にした学童・学生犯罪の調査によれば、一年間に裁判を受けた学童・学生の犯罪者は七六九名であり、全青少年犯罪総数の八三パーセントを占めた。犯罪類型からみると強盗、傷害、流氓なろうなどの犯罪人数が一九八六年よりそれぞれ五〇パーセント、六二パーセント、五六パーセントに増えてきた。北京地区では、一九八五年の一月、二月、三月の学童・学生犯罪者は一九八四年の同時期より八〇・五パーセント増加した。その中には学籍を除名されており、退学落第のいわゆる流失生犯罪の割合が極めて高い（いわゆる流失生とは、すなわち学校へいかない学生、あるいは登校拒否の学生をいう）。

これは、天津、北京などの地方の新しく、重大な社会問題になった。一九八四年の一―三月に全国に発現した二

二、一九五名の少年犯には流失生の割合が七八パーセントを占めた。北京市少年犯管教所（だいたい日本の少年院と同じ）の資料によれば、少年犯の一〇人あたり七人は流失生である。この重大な問題は人々に注目されるべきである。

(五) 集団犯罪が増加している

一九八七年に全国に発現した青少年犯罪集団は、一九八六年より二〇・三パーセント増えてきた。いちばん増加したのは窃盗集団、強盗集団、流氓なろう集団である。これらの犯罪集団は八〇パーセント―九〇パーセントが青少年からなっていたのである。一九八六年七月に、公安部の一〇省において摘発された七七八人の強盗事件調査によると、その中に二五歳以下の青少年は七二四人で総数の九三・一パーセントを占めた。集団犯罪は六八四人で、青少年による犯罪の九四・五パーセントを占めた。河南省に所属する七つの県で摘発された五〇個の犯罪集団の分析によると、二五歳以下の青少年からなった集団は四〇で、集団数の八〇パーセントを占めた。そのうち、一七歳以下の少年からなった集団は一二個である。摘発された二六五人の集団のメンバーのうち、二五歳以下のも

のは二四〇人で、集団メンバー総数の九〇・六パーセントを占めて、その中に、一七歳以下の少年は一四三人で、青少年犯罪の五九・六パーセントを占めた。これらの犯罪集団は田舎で犯罪し、地方の安全に影響を及ぼしている。一部犯罪集団は田舎から都会にきて犯罪して、絶えず犯罪をしていた。

注目されるのは、たくさんところで封建的な、迷信的な青少年犯罪集団ができたことである。このよう集団にはメンバーがいるし、集団の決まりがあって、参加する青少年は神の前に祈って、兄弟のようになって、犯罪をする。南京市で一九八六年に摘発された流氓集団は「隊長」と「顧問」が設けられて、わいせつな歌を作り、女学生に対して犯罪をし、社会秩序を破壊した。

われわれは、現在青少年犯罪集団に表われた以下のようなくつかの新しい特質に注意しなければならぬ。

第一、過去の犯罪集団がみんな大都市にあったが、今の犯罪集団は県とか、田舎などに発展した。ある省のある県で調べた結果、摘発された犯罪集団が一四個あるとわかった。集団に所属した者は二〇〇人で、大部分は青少年である。

第二、過去の犯罪集団の重要なメンバーが前科を持っていたのに対して、今の青少年犯罪集団のメンバーは、ほとんど学生と初犯のものである。北京市の西城区公安局の、半年間に検挙されたものの統計によると、二〇一人の一六歳以下少年犯罪者のうち、学生と途中で学校から出たものが一八二人で、総数の九〇・五パーセントを占めて、初めての犯罪者は九〇・六パーセントを占めた。

第三、現在の犯罪集団の方法が狭くなってきた。地方的調査材料から見ても、全国規模でも、以前のように入の目の前で犯罪したものが、大幅に減少した。現在、いくつかの犯罪集団は犯罪手口の研究に力を注いでいて、「科学者の頭があるように」というスローガンで犯罪を指導している。犯罪手口もだんだん技術的になってくる。それと同時に、彼らはつねに対検挙、対取締などの方法を研究する。例えばある犯罪者は会社で一生懸命に仕事して、人々にいい印象を与えて、ひそかに犯罪活動をしていた。

第四、一九八三年の前には、犯罪集団は一時的なものが割合に多かったが、今の犯罪集団は、ほとんど厳密的な組織があって、また、中心人物があって、犯罪をする

とき、計画があるし、準備もある。また、それぞれ自分の責任があるし、各犯罪者の犯罪行動が犯罪結果と因果関係がある。

一九八三年以前の犯罪集団は、特に少年犯罪集団は、彼らの組織からみると、メンバーは大多数が同じ町、同じ村、同じ学校、同じ会社のもので、年齢の差もなく、幼年のときから大人になるまで仲良しで、彼らの組織をみると、一般的に、比較的簡単なのである。つまり、一緒に食事したとか、一緒に遊んだとか、こういうしかたで犯罪集団になり、犯罪が終わるのにつれて、犯罪集団も解散する。このよう集団は活動が公開で、メンバーも自由に参加したり、撤退したりして、集団の中にも矛盾や摩擦がある。一九八三年以降、いくつかの犯罪集団は組織をつくり、やたらにメンバーを募集することをしなく、人の目の前で犯罪をしなくなった。犯罪集団者は自分の保護のために、集団を設立したときにまず安全措置、秘密を守る措置、活動の決まり、紀律などを決定し、集団者の間に分業と協力をよくさせる。少年犯罪集団の場合、盲目的に外国、あるいは解放前の犯罪集団のまねをする。最近も、組織がある少年犯罪集団もできた。

実際のところ、ある犯罪集団は普通の犯罪者からなってきたのである。一部の一時的なものを除いて、たくさんの犯罪集団は固定のメンバーがいるばかりでなく、秘密な組織もある。犯罪活動も計画とおりにやる。特別に注意しなければならぬのは、ある青少年犯罪集団はホンコンと外国の犯罪集団と連絡をとっていた。海外の犯罪集団も中国の犯罪集団を利用して犯罪をするようになった。

第五、犯罪集団の類型からみると、一九八三年以降の犯罪が専門的、職業的になってきた。

一九八三年前、たくさんの犯罪集団が侵害した法益範囲は広くて、複雑であり、犯罪活動も多様であった。

犯罪集団がこのように専門化、職業化してきた。この変化は、わが国の犯罪集団が職業的犯罪者あるいは犯罪組織になってきたという特色をものがたっていると考えられる。こういう特色が社会にとっては大きな驚きになった。そこで、われわれはこのような点に研究と注意を集中させなければならないであろう。

わが国の青少年犯罪がなぜこのように注目されるような現象を呈するに至ったかは、社会原因から見ると、文

化大革命のある悪い思想が青少年犯罪問題に反映したところにある。青少年自身の原因から見ると、青少年は成長期で、まだ知識を身につける時期で、友達をつくること、がだい好きだが、法律意識がない。この時期の特殊な心理があるからこそ、ややもすると何人かが一緒に活動し、悪い人とか不良環境などの影響で、犯罪道にはいりやすい。青少年が何かこまったことにぶつかったら、仲良しをさがして、自分の欲望を満足させるために、自分の気の合う人と犯罪集団をつくることがある。このような現象は、五〇年代、六〇年代に少なかったのである。当時の青少年犯罪はみんな個人的にやったのである。今は集団犯罪が主要な仕方になった。集団犯罪は人が多くて、手口が残忍である。だから青少年犯罪集団は、かつての個人犯罪よりもっとひどい。このような状況で、犯罪集団に対して取締を強化するのは、今も私たちの重要な任務になった。

以上の分析と研究から、以下のようなことが明確となると考えられる。すなわち、青少年犯罪はわが国の一つの重要な社会問題になった。もし、われわれの方法が間

違いで、措置がよくないのであれば、青少年犯罪の予防や減少などもできない。このことの基本的方法は社会の各方面の人びとを動員して全社会の総合整理をすることであり、これによってこそ、いい効果が生じてくるのである。ある部門や一つの措置などだけでは足りないのである。青少年犯罪は多種類の原因からなつた社会現象であつて、政府の統一的指導の下で、宣伝、教育、文化、政法などの部門や青年団と組合で協力して、分担して、青少年に対してよく教育して、予防を主な内容としての総合整理の各措置をとることによって、きつといい結果を収められると私は思う。

(1) 一九八三年に「依法従重従快打擊刑事犯」というキャンペーンが行なわれた。これは「法律に基づいてより重くより早く刑事犯を処罰せよ」という意味である。ここに「刑事犯罪にひどい打撃を加えた」とは、このキャンペーンを指している。(村井)

(2) ここに「政法」とは治安と司法のことで、具体的には、警察、検察、裁判および行刑の諸活動を指している。

(村井)

(北京大学教授)